平成２３年（フ）第１７４７号
東京都江東区清澄２丁目９番11号
破産者　有限会社悦正
1　決定年月日　平成24年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４０６号
茨城県水戸市青柳町494番地の１
破産者　有限会社相川砂利店
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１９８号
茨城県ひたちなか市湊本町10番18号
破産者　有限会社キムラ精工
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２０５号
茨城県水戸市内原町175番地７
破産者　有限会社金山商事
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４１６号
茨城県ひたちなか市大字足崎1571番地の５
破産者　有限会社大山運送
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４９８号
茨城県ひたちなか市湊中央１丁目４番14号
破産者　合資会社恵比竹
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７０号
群馬県安中市松井田町原690番地
破産者　サンケン工業株式会社
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第５３６号
最後の住所埼玉県所沢市緑町２丁目17番１―302号
破産者　被相続人亡渡辺隆相続財産
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２１０２号
札幌市南区常盤３条２丁目16番15号
破産者　北海三協建設株式会社
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３７１号
東京都府中市若松町２丁目８番地の33
破産者　八ヶ岳観光開発株式会社
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４３８号
山梨県北杜市小淵沢町1022番地の４
破産者　八ヶ岳観光開発株式会社
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４３９号
山梨県北杜市小淵沢町1022番地４
破産者　株式会社三井不動産
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５５号
富山県小矢部市矢水町495番地の２
破産者　株式会社西永土木
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１７８３号
名古屋市名東区高針４丁目807番地
破産者　有限会社ティー・エス企画
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１５４号
愛知県瀬戸市上松山町２丁目31番地
破産者　有限会社酒井鉄工所
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７０号
三重県桑名市大字赤須賀526番地９
破産者　水谷　和稔
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第７６号
三重県員弁郡東員町大字筑紫95番地
破産者　稲垣塗工株式会社
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２２０号
三重県四日市市大矢知町462番地６
破産者　伊藤　誠造
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２３７号
三重県四日市市大矢知町512―１　リセル101号、住民票上の住所三重県四日市市大矢知町462番地６
破産者　荒木　健一
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第５５９２号
大阪市中央区糸屋町２丁目４番10号
破産者　株式会社ニティ・グリティ
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５１８号
大阪市中央区難波２丁目３番11号難波八千代ビル
破産者　アドバンス株式会社
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９８８号
大阪市西淀川区姫島５丁目９番26号レオパレスＧＩＮＧＡ109号室
破産者　有限会社ブロード・ワン
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部